

令和2年9月理事会議事録

1 開催日時 令和2年9月28日（月） 14時59分 ～ 16時43分

2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部

3 出席者	理 事 長	神 田 裕 二
	専 務 理 事	三 好 昌 武
	公 益 代 表 理 事	清 谷 哲 朗
	同	佐 藤 裕 一
	保 険 者 代 表 理 事	高 橋 直 人
	同	鳥 海 孝 治
	同	長 尾 健 男
	同	北 原 省 治
	被 保 険 者 代 表 理 事	木 暮 弘
	同	福 田 英 樹
	同	安 原 三 紀 子
	同	伊 藤 彰 久
	診 療 担 当 者 代 表 理 事	猪 口 雄 二
	同	松 本 吉 郎
	同	松 本 純 一
	同	遠 藤 秀 樹
	公 益 代 表 監 事	谷 本 忠 和
	保 険 者 代 表 監 事	吉 田 雄 彦
	診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
	常 任 顧 問	助 川 正 博
	参 与	安 部 好 弘

4 議 題 1 議 事

- (1) 役員の選任（案）
- (2) 支払基金定款の一部変更（案）
- (3) 令和2事業年度社会保障・税番号制度会計収入支出予算変更（案）

2 報告事項

- (1) 公益代表役員選任の認可
- (2) 令和2事業年度医療機関等情報化補助関係特別会計収入支出予算等の一部変更の認可

- (3) 審査関係訴訟事件
- (4) 第18次審査情報提供（歯科）
- (5) 令和2年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求に係る確定状況
- (6) 新潟支部監事監査結果報告
- 3 支払基金改革の進捗状況
- 4 定例報告
 - (1) 令和2年7月審査分の審査状況
 - (2) 令和2年9月審査分の特別審査委員会取扱状況
 - (3) 令和2年8月理事会議事録の公表

5 議事内容

（理事長）

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、鳥海理事、松本純一理事にお願いする。

また、本日の理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、全員の出席を確認しているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

議題に入る前に、本理事会から新たに参加される理事、監事の皆様方からご挨拶をいただきたいと思います。

最初に、北原理事に挨拶をお願いします。

（北原理事挨拶）

（理事長）

続いて、福田理事に挨拶をお願いします。

（福田理事挨拶）

（理事長）

続いて、安原理事に挨拶をお願いします。

（安原理事挨拶）

（理事長）

続いて、猪口理事に挨拶をお願いします。

(猪口理事挨拶)

(理事長)

最後に、吉田監事に挨拶をお願いします。

(吉田監事挨拶)

(理事長)

また、先月の理事会において議決をいただいた公益代表理事の佐藤裕一氏については、9月4日付けをもって大臣認可を受けているので、挨拶をさせていただきます。

(佐藤理事挨拶)

(理事長)

併せての報告となるが、9月1日付け及び9月10日付けの人事異動により、審議役として高井と山崎が就任し、また9月3日付けで医療情報化推進役として末岡が就任したので、ご紹介させていただきます。

(高井審議役挨拶)

(山崎審議役挨拶)

(末岡推進役挨拶)

それでは、議題に入る。

最初に、議事(1)「役員の選任(案)」についてお諮りする。

今般、保険者代表の高橋直人理事から退任したい旨申し出があり、所属団体に候補者の推薦を求めたところ、保険者代表の理事として、10月1日をもって全国健康保険協会理事に就任予定となっている木倉敬之氏が推薦された。

役員の選任については、支払基金の定款第6条第2項において、「理事会で選任する」となっているので、この規定に基づき、木倉氏を理事に選任することとしたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

それでは、異議なしと認め、木倉氏を理事に選任することとする。

なお、役員の選任については、厚生労働大臣の認可が必要ということになっているので、直ちに大臣認可申請の手続を取ることにする。

なお、木倉氏の任期については、支払基金の定款第7条第1項において「補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする」となっているので、令和4年8月26日までとなる。

続いて、議事(2)「支払基金定款の一部変更（案）」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「支払基金定款の一部変更（案）」について、支払基金業務の拡大を目的とする昨年の基金法改正に伴う定款の変更（案）を説明。

（理事長）

それでは、ただいま説明があった支払基金定款の一部変更について、質疑・意見等があればご発言下さい。

（質疑・意見等なし）

ご質問、ご意見等が無いようであれば、原案のとおり決定することとしたいと思うが、よろしいか。

（異議なし）

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定させていただき、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て認可申請の手続を取り進めることにする。

続いて、議事(3)「令和2事業年度社会保障・税番号制度会計収入支出予算変更（案）」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「令和2事業年度社会保障・税番号制度会計収入支出予算変更（案）」について、オンライン資格確認の基盤を活用した新たな仕組みに係る開発への準備内容及び予算額の変更（案）について説明。

(理事長)

それでは、ただいま説明があった令和2事業年度社会保障・税番号制度会計収入支出予算変更(案)について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

特段のご質問、ご意見が無いようであれば、原案のとおり収入支出予算を変更することと決定してよろしいか。

(異議なし)

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定させていただき、厚生労働大臣宛て認可申請の手続きを進めることとする。

続いて、報告事項に移る。

まず、報告事項(1)「公益代表役員選任の認可」については、冒頭申し上げたように、先月の理事会で議決をいただいた公益代表役員の選任について、9月4日に大臣認可が下りている。

また、報告事項(2)「令和2事業年度医療機関等情報化補助関係特別会計収入支出予算等の一部変更の認可」については、9月1日付けで認可されたので、報告させていただく。

続いて、報告事項(3)「審査関係訴訟事件」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「審査関係訴訟事件」について、医療機関と訴訟となった経緯、訴訟経過及び支払基金の勝訴が確定した旨を報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、報告事項(4)「第18次審査情報提供(歯科)」について、事務局か

ら報告する。

-----事務局から資料説明-----

「第18次審査情報提供（歯科）」について、新たに情報提供する3事例（画像診断・手術・麻酔）を説明。

（理事長）

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

（質疑・意見等なし）

次に、報告事項(5)「令和2年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求に係る確定状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「令和2年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求に係る確定状況」について、7月診療分の被災医療機関等への概算支払額確定状況及び保険者按分による概算請求額確定状況を説明。

（理事長）

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

（質疑・意見等なし）

次に、報告事項(6)「新潟支部監事監査結果報告」について、公益代表監事から報告する。

（公益代表監事）

新潟支部監事監査の結果について、ご報告申し上げます。

去る8月21日に監事監査を行い、監査講評としては、業務の適正な運営及び支払基金の事業方針が適切に実施されていることを確認したほか、部門ごとに改善すべき点はあったが、これらも支部の職員が協力して改善が期待できるものとする。

まず、庶務・経理関係であるが、非常災害時備蓄品の管理について、定期的な棚卸しを行うなど、より適切な在庫管理が必要であること、また、非常時の体制や避難場所については、体制図や地図などを掲示して災害等

に備える必要があることを指摘した。

業務・審査関係については、主目標である審査結果理由の記載割合などの達成に向けて、管理者会議及び職制会議の場と個人別のPDCA管理システムを有効に活用し、これらが着実な成果に繋がっていることから、更なる推進をしてもらいたいと伝えた。

事故・誤処理については、事前チェック用に「計数整理時の注意事項」を作成し、令和元年度は大幅に件数を減らしていることから、事故・誤処理の撲滅に向けて、こうした取組を強化してもらいたいと伝えた。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

それでは、続いて「支払基金改革の進捗状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「支払基金改革の進捗状況」について、AIによる振分機能の実装、自動的なレポーティング機能の導入、診療科別ワーキンググループを中心とした差異解消の取組、高崎オフィスを活用したモデル事業及び審査支払機能の在り方に関する検討会の開催状況を説明。

(理事長)

それでは、支払基金改革の進捗状況について、テーマは多岐にわたるが、質疑・意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

審査支払新システムの構築のAIによる振分機能の実装のところで、過去1年分のデータを取り込み、3か月ごとに更新していくということで、制度改正や基準が変わることに適切に対応できるものと思うが、結果として出てきたものが実際のこれまでの審査結果と比較し、適切なものになっているか、アルゴリズムの最適化がされているか、支払側、診療側及び保険者側のそれぞれが確認し、検証していくことは必要だと思う。

その辺りはもうしているのか、それともこれからしていくことになるのか。

(事務局)

学習データの入替えの頻度、あるいは長さといった点については、様々なパターンを試しており、どれだけ正確な判定ができたのかという評価を行っている。

その評価のスコアが高い、低い、どれだけ変動したのかということで、例えば、改定前のデータを入れない場合にはどのような評価データになるのかといった数値化された評価を行っている。その結果、診療報酬改定の際も、この改定前のデータを含んだままでも相当のスコアが出ているということで、診療報酬改定があったとしても、改定前のデータを入れて学習させるという方針で、現在、検証を進めている状況である。

(被保険者代表理事)

これまで基金の中で検討し、実施してきていることは分かったが、そのことを、実際、診療側と支払側の双方が確認する必要があると思っており、基金の事務局の中で、最もスコアが高い組み合わせで作りましたということは、それはそうだろうとは思うのだが、実際これでお金を支払う仕組みに実装していく際には、その前に確認しないといけないのではないかなと思うが、その点についてはどうか。

(事務局)

また、理事会等で説明する時間をいただければ、各関係者に詳しいデータ等を用いて説明したいと思う。

(理事長)

今年度、精度検証を実施していることから、その結果を示し説明していきたいと思う。

(保険者代表理事)

スライド50ページの「(別添3)診療科別ワーキンググループを中心とした差異解消の取組」のフロー図について教えて頂きたい。図の中で、欄外に「基金本部(全国統一)」あるいは「本部出席」という表記があり、先ほどの説明でも本件には本部も入るという話があった。具体的にこのフロー図の中でいうと、本部のどういう立場の方が、どういう入り方なり調整なりをするのか。本部の方が入る目的は委員長会議や診療科別WGが円滑に機能するためだと思っているが、もう少し具体的なイメージをご説明願いたい。

(事務局)

スライド50ページの本部出席の状況であるが、今後、ブロックごとの診療科別ワーキンググループでどのような議題が上がるのか、具体的にはどのような案件について検討が進んでいるのか。また、それがどのような方向で検討が進むのか。すなわち、こういったものを基本的に認める、あるいは基本的に認めないといったことについて、どのような方向で議論されているかというのを、あらかじめ本部としても、承知をしておく必要があるかと思う。

その上で、実際に診療科別ワーキンググループを開催するに当たっては、これから開催の頻度や回数を考える必要があると思うが、それなりのレベルの相当職の職員が、あらかじめ、ある程度把握した上で、実際にこの診療科別ワーキンググループに出席するといった形で、検討が今後進んでいくということを考えている。頻度や回数等がこれからなので、もう少し検討させてもらいたいと思う。

(理事長)

具体的なレベルが現時点で決まっているということではないが、本質的にはなぜ本部が入るのかということ、今後集約されたブロック内で、各都道府県の審査委員会ごとに取扱いが違うと、集約されているところの職員の仕事が上手く回らなくなる可能性があるので、できるだけ集約されている都道府県の中で揃えられるところは揃えられないかという検討をしていくために、診療科別ワーキンググループにするわけであるが、ブロックごとにそれぞれ決めるということになった場合、今度は支部間差異ではなくブロック間の差異が出るのではないかという指摘も出ている。同じような取決めが違うブロックの間でされることのないように、同じような議論がされているのであれば、本部が入って調整するということをしていくために、本部も参加し、新たなブロック間差異をできるだけ生まないように、できるだけ調整をするために本部もきちんとそれをフォローするというのである。

(保険者代表理事)

今、理事長が後半部分で仰った、本部が入っていくという意味は、このフロー図で言うと、上の方の「基金本部（全国統一）」と書かれている横の矢印の「報告・対応」というところに該当すると理解してよいか。

(理事長)

必要があれば、本部の検討会で統一をする議論をしていく必要があると思うが、まず、ブロックごとにされている議論が違う方向で議論されてい

るということがあると、ブロック間差異が生じるので、そういう意味では、本部が常に議論がある時には出席をして、状況をよくフォローしておくというのが、下の「本部出席」という部分だと理解している。

（診療担当者代表理事）

その説明は理解し難い。ブロックの中でまず議論をするというのが在り方であって、それを最初からブロックの違いが無いように本部が入って行って議論をするというのは、それは筋と違う。まずはブロック内で話し合い、議論の結果としてブロックの状況を見ながら調整を図るなら分かるが、最初から他のブロックと違うことにならないように入っていくというのは、それは越権行為である。それは違う。

（理事長）

申し上げたかった趣旨は、本部が全部のワーキンググループに入って仕切るという趣旨ではなく、同じような審査事例の取扱いが別のブロックで違う取扱いがされようとしているのであれば、それを本部で議論する必要があるかということであって、本部が全部に入って仕切るということではない。

（診療担当者代表理事）

しかし、そのように聞こえた。最初から入るという話を、先ほど理事長は仰った。最初から本部が入るのではなく、最初はブロック間できちんと話し合ってもらい、結果的に他のブロックと差異が出た場合、調整を図るといっているのであれば分かるが、最初から会議に入っていくというのはおかしい。

（理事長）

最初からそういうことが完全にできるとは全く思っていないが、同じ時期に同じような取決めが、ブロックごとに違う取決めがされるということになると、ブロック間の差異が生まれる。

（診療担当者代表理事）

しかし、それがブロック間の話し合いであり、まずはブロックの中で話し合ってもらい、結果として違った状況であれば、改めて状況を判断する調整を図るなら、話は分かる。そうでないと、そのブロックの中の話合いが、最初から無いようなものになってしまうので、それはちょっと方向がおかしいのではないかと思う。

最終的に差異を解消する方向は同じかもしれないが、まずはブロックの

中で話合う。それを本部が傍聴し、場合によっては他のブロックはこんな状況だと報告し、同じような事例について議論しているのであれば、ある程度の状況を話して、参考にしてもらおうというのなら良いが、最初から無いようにしていくというのは違うと思う。

（理事長）

最初から無いようにするということができると思っているわけではなく、診療担当者代表理事が仰ったように、同じような事例について議論されているのであれば、他のブロックの状況について報告させていただき、同じような取決めが議論されているのであれば、ブロック間で議論していただくことや、あるいは本部の検討会で議論することも含めて、検討していく必要があるのではないかなと思う。

（診療担当者代表理事）

それならこの表現で良いが、先ほどの議論はおかしい。

（理事長）

具体的な進め方については、より丁寧な進め方をご相談させていただきたいと思う。

（診療担当者代表理事）

根本的な考え方がやはり理事長は間違っている。元々、このスライドの50ページにあるフロー図というのは、何をイメージしているのか。支部間差異を解消するためのものは今までもあったわけで、それを発展しているものなのか。それともその流れのものなのか。それとも全く別の話なのか。

（理事長）

これまで、支部間差異の解消に向けた地区の検討委員会というのがあった。そういう意味で言うと、これを発展させて、より強化をしていくというものであり、全く別というものではない。

例えば、内科系、外科系、その他の診療科、歯科という形で委員の先生方にも入っていただき、改善の頻度や取扱いの事例数についても充実を図っていききたいということである。

（診療担当者代表理事）

支部間差異を解消するために、ブロックごとにやっており、そのブロックごとのブロック長が集まって、本部で調整をしていたわけである。その流れの中で、理事長は最初からブロック間差異を無くすためにあると言わ

れた。そういったイメージを持っているのかもしれないが、本来、審査というのはそういうものではない。その考え方をまず改めないと、これはうまくいかない。

(理事長)

すみません、この診療科別ワーキンググループは、ブロック間差異を解消するというよりは、まずブロック内における各都道府県における差異で、揃えられるところはできるだけ揃えるための仕組みである。先ほど、なぜ基金本部が診療科別ワーキンググループに出席するのかという質問があったが、それはブロック間で同じような議論がされているということになると、ブロックごとに別々の取決めがされるということにもなるので、先ほど診療担当者代表理事からもお話があったように、別のブロックではこういう議論がされているというような情報を提供し、共有していくことによって、必要があれば全国で議論するということであり、ブロック間差異をこれで最初から揃えるためというよりは、最終的にはブロック別の審査委員長会議でブロック内の差異を調整していただくという枠組みで、基本的にはブロック内での差異解消を目的としている。

(診療担当者代表理事)

ブロック別の審査委員長会議で、いきなりブロックごとの差異を無くすなど、一緒くたにやり過ぎである。最初からこうしないとだめだというのが頭にある。まずはブロックの中の、各県ごとの差異を無くすための会議ではないのか。一足飛びに最初から別のブロックと一緒にするなんて、そんな考え方をすること自体が間違っている。何回も言うが、まずはブロック内の差異を解消することが第一歩ではないのか。

結果として、他のブロックと違えば、それはそれとして次のステップで考えればいいことで、いきなり最初から合わせようとするのは納得がいかない。何回でも言うが、それは考えを改めていかないとおかしい。

そこはきちんと、もう一度説明していただきたい。納得がいかない。おかしいものはおかしいと言わせていただく。

(理事長)

基本的には、ブロック内の差異を解消していくという取組で、最初からブロック間差異を揃えるということを申し上げているわけではない。

(診療担当者代表理事)

そうであれば、最初の発言を取消していただきたい。

(理事長)

それは最初からブロック間の差異を調整するというような仕組みではないということを申し上げる。

(診療担当者代表理事)

了解した。

(診療担当者代表理事)

最初に言った言葉も含めて、議事録にきちんと記載していただきたい。

(理事長)

議事録に記載をさせていただく。

(診療担当者代表理事)

それで、それを訂正はしない、理事長として。そうではなかったとか、趣旨が違っていたとか。

(理事長)

最初からブロック間差異を全部調整するという仕組みではない。誤解を招いたかもしれない。

(診療担当者代表理事)

誤解も何もない。こちらが悪いみたいな言い方だ。

(理事長)

最初からブロック間差異を調整する仕組みではないと訂正させていただく。

(診療担当者代表理事)

議事録にきちんと記載していただきたい。

それと、結果として、これはどういう形になるのか。もう一度、来月説明するのか。もっと分かりやすいフロー図にするのか。

(理事長)

このポンチ絵だけでは細かい手続のところが十分に説明できていないと思うので、改めて説明させていただく。

(診療担当者代表理事)

了解した。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

2点確認させていただく。

スライド51ページの高崎オフィスを活用したモデル事業の件で、審査事務は前橋で実施するということだが、将来的には二つが併存するのかどうか、あるいは将来的には一つにしていくということになるのかを確認したい。

それともう1点、スライド52ページに審査支払機能の在り方に関する検討会が開かれたという報告があったが、これは国保連との関係で、多分、支払基金の方はいろいろな改革は進んでいると思うが、この検討会で、今、支払基金がいろいろな審査事務集約や改革に取り組んでいることについて、何らかの変更があり得るのかどうかを、見込みを含めて、分かる範囲で教えていただきたい。

(事務局)

まず1点目の高崎オフィスの件についてだが、3月の工程表において、分室として設置をすることが前提となっている。分室設置後の業務の状況等を踏まえ、改めてその在り方について検討するといった位置付けであるので、恒常的な設置ということではなく、分室として設置される予定の場所について、今般、物件を先に確保しモデル事業を実施するというのである。

2点目の審査支払機能の在り方に関する検討会についてだが、ご指摘のとおり、国保のシステム更改は令和6年予定で、基金は令和3年9月予定となっており、その意味で、審査支払新システムの改修といった意味では、基金が先行しているということである。

しかしながら、基金の今後の取組、あるいはシステム開発については、既に国保と一緒に進めさせていただいているところもあり、そういう状況も踏まえた上で、社保・国保の審査支払機関の在り方等を検討するための検討会であると私どもとしても受け止めているので、そのような方向で進めていきたい。

また、この検討会において、今行われている支払基金の改革の進め方が変わることがないかということをお問われれば、それは検討会の今後の議論次第だが、私どもとしては、改革項目をしっかりと進めていくことが大切だと思っており、そういう方向で検討会での取組を進めていくことが適当

だと考えている。

（被保険者代表理事）

審査支払機能そのものが、いろいろな要件が変わって、更に良くなること
があれば、これは一旦決めたことだから絶対だということの無いよう、その
辺りは是非柔軟に対応してもらえればと思うので、よろしくお願いします。

（理事長）

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

（保険者代表理事）

今、質問していただいた関連で、高崎オフィスについてである。

分室については、設置期限を10年間程度に定めたと思うが、このモデル事
業というのは、『主な確認事項』の内容だと思うのだが、実施時期が来年の5
月からとなっており、本年6月から借りているということで、今、特段何かし
ているということはあるのか。

（理事長）

質問の趣旨は、この高崎オフィスを借りているという報告があったかど
うかということか。

（保険者代表理事）

先行的に借りているという書きぶりになっている。

（理事長）

そのとおりである。

（保険者代表理事）

実際に使うのは、来年の5月からということなので、随分間があると思う
のだが。

（理事長）

高崎オフィスの予想される職員数や平米数、それから遠距離通勤になる
職員もかなり出てくるので、できるだけ駅に近いところに確保しないと遠
距離通勤になる職員がなかなか通勤できないということから、駅の近くで
必要な面積を確保できる物件を探してきたが、新規の賃貸物件というのが
減多に出てこないということで、先行的に事務所を確保させていただくこ
ととした。

集約までかなり時間もあるので、先ほどのスライド51ページにあるように、高崎オフィスを使って連携や業務分担等に問題がないかどうかを確認するというので、先行的に両方のオフィスを使った業務運営を実施して、他の審査事務の集約化に当たっての最終的な確認や検討に役立てていくモデル事業を実施するということである。

（保険者代表理事）

それを実施するのは令和3年の5月からという理解でよろしいか。

（理事長）

その事業を実施するのは、令和3年の5月からを予定しているということである。

（保険者代表理事）

来年の4月いっぱいまでは、一応契約をして借りているという状態が続くという理解でよろしいか。

（理事長）

賃借は既に契約をしており、事業を実施するに当たっての準備もあることから、ちょうど5月からということではなく、その前から準備を進めたいと思っている。事業実施までの準備をするまでの期間は、賃借をしてスペースを確保しているということは確かである。

（保険者代表理事）

了解した。

（診療担当者代表理事）

スライド52ページのところで、審査支払機能の在り方に関する検討会の第1回が開かれて、私も委員として入らせていただいたが、ここで感じたことは、その中でもしっかりと発言しているので、基金の状況については十分に分かっていると思うが、委員が10数名いるが、正直なところ、不合理な差異というのは多分、分かっている方はいないと思う。差異とはどのような差異のことを言っているのか、ほとんど分かっていないと思う。医師でない方がほとんどであり、実際、現場の審査支払機関の審査を経験しているのは、委員の中で多分私と歯科の先生の2名だけだと思う。したがって、不合理な差異の解消といっても、どんなことをイメージしているのかは、おそらく検討会の委員の中でも、本当に分かっているのはごく一握りだと思う。

正直なところ、どんな差異を思い描いて、不合理な差異は良くないと思っ

ているのかは分らないが、ある意味限界があるし、冒頭に話したとおり、差異とはどのようなものかということもよく分からない方もたくさんいると思うので、基金の役割は非常に大きいと思う。しっかりとその辺りのところを事例でもって説明し、委員の先生方にどのようなところをお願いしていくのか。しかも、先ほど話があったように、県内で話し合い、支部で話し合い、ブロックで話し合い、それでもなかなか解決できないような専門的なところをどうやっていくのかということが分からないと、議論が変な方向にいつてしまうので、基金の役割は非常に大きいということを改めて伝えておく。

(理事長)

次回、9日に検討会があるので、支払基金の取組状況については説明させていただくことになると思う。

今、診療担当者代表理事が仰ったように、そもそも審査結果の差異というのがどのようなものかということが、具体的にイメージできないということが、何人かの委員の方からお話があったり、そもそも、何が不合理な差異なのかということもよく分からないという意見もあった。元々、審査というのは、患者さんの個別性もあるし、治療の裁量もある中で、現場の医師等が患者さんに最適な治療を選択できるように、画一的に書いてある点数表だとか、療養担当規則と多様性のある現場をつなぐというのが審査の役割である。

したがって、本質的に差異が生じることは避けられないと思うのだが、医学的にいろんな説明をしても、なかなか説明がつかないようなものが不合理な差異ではないかということで、国会の中でも議論があつて、そういうやり取りがあったので、そういう中身や分かりやすい事例などについても厚労省と相談して、検討会にもお示しできるようにしたいと思う。

(診療担当者代表理事)

そういった答弁があったということは、検討委員の先生の方々にもきちんとお知らせし、説明していただいた上で、それこそ合理的な差異と不合理な差異があるのかどうかの話になってしまうが、その辺りのことも議題にあがらと思うので、そこはしっかりとやっていただきたい。あくまでいくら話し合っても限界というのがあつて、当然のことながら、同じレセプトの病名であっても、その経過とか、いろいろな症状とか、その人の背景によって違ってくる部分もあることから、そこはある程度、臨床的に合理的な差異があることは理解していただかなければならないと思うので、よろしく願います。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

確認をさせていただきたいのだが、高崎オフィスの件で、理事長が言われたように、なかなか空き物件が出てこないの、来年の5月からの使用だが、今年の6月から賃貸契約を結んだ。もったいないから、変更して何か少しやっいていくという意味か。

(理事長)

同じ県内に審査委員会事務局として、審査委員会が置かれる前橋と、今度職員が集まる高崎と両方のオフィスが確保できたので、連携方法や業務分担について検証する環境が整ったということになり、以前から審査委員の先生方と職員がいろいろなツールを使って連携を図ることを申し上げているが、そういったことがうまくできるかどうかと、業務分担に問題がないかということ、その環境を活用して確認したいということである。

(診療担当者代表理事)

今の理事長の言い方だと、実施期間は来年5月からだが、先行してやっいていくことが言いたいのか。

(理事長)

集約の時期は令和4年10月であるが、先行的に来年5月から、先ほど51ページで見ていただいたようなことを確認するため、先行的なモデル事業を実施したいということである。

(診療担当者代表理事)

5月から実施だが、5月を待たずに借りてあるのだから、もうやりますよということか。

(理事長)

そこまで申し上げているわけではなく、職員も今は前橋に通っているわけだが、高崎に行く職員も出てくるし、職場環境の整備、審査ができる環境整備などの準備の問題、それと人事配置をどうするかといった問題、具体的な群馬県内での業務分担をどうするかといった問題があるので、準備をしっかりとした上で、一応今の考えでは、5月から実施したいと考えている。

(診療担当者代表理事)

今は前橋だけでやっていて、職員も高崎に通う人は一人もいない。だから、5月からスムーズにいくように準備をするということか。

(理事長)

5月からは、職員のうち、コンピュータを使った事務点検をしている職員は、実際に高崎のオフィスに行ってもらい、審査委員会は前橋にあるので、前橋の審査委員と高崎の職員が、うまくツールを使ってコミュニケーションをとり、職員がお願いした事項について答えてもらうとか、そういったことがうまくできるかどうかというのを確認する。

(診療担当者代表理事)

聞いているのは簡単なことで、今、高崎に通う職員も発生するのか、しないのかということである。

(理事長)

来年5月以降発生する。今すぐには発生しない。

(診療担当者代表理事)

来年の5月までは、高崎に通う職員は一人もいないという理解でよろしいか。

(理事長)

そうである。具体的に職員をどう配置をするとか、いつ異動させるかとか、そういったこともあるので、準備をしっかりとした上で、5月から実施をしたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

この目的の読み方は、6月から賃借しているオフィスを使わないで前橋だけでやるということか。どうも高崎オフィスを活用するように読めるが、そうではないということか。

(理事長)

高崎オフィスを活用するのは来年の5月からで、それに向けて準備もあるので、その期間は活用することに一部なるが、それまでは確保しているという状態である。

5月に向けて、事前の環境整備や端末を入れるなど、そういう環境整備等もあるので、その時から、実際に高崎のオフィスを使うというところだと思っている。

(診療担当者代表理事)

それまでは、職員も高崎オフィスへは通勤しないし、使わないということか。それと最後に、確認だけもう一度させていただきたいのが、差異というのは先ほど診療担当者代表理事も言われたように、不合理な差異ということか。先ほど理事長が口を滑らしたブロック間差異の不合理な差異という意味か。

(理事長)

言葉足らずで大変申し訳ないが、不合理な差異という意味である。

(診療担当者代表理事)

不合理というのを言い続けていただいて、不合理とは何かという質問が出るぐらいなので、その辺りをしっかり確認願いたい。

(理事長)

今後、説明する時には十分留意し、不合理な差異と言う場合には注意したいと思う。

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(保険者代表理事)

話を蒸し返すようで恐縮だが、スライド50ページのフロー図をきちんと整理するようというご意見、ご回答が先ほどあったが、その点は同感である。いずれにしても私は、本部がしっかりと入って運営をリードしていただきたいと考えている。

先ほどより多くのご意見があったが、この委員長会議あるいはワーキンググループが開始してから混乱しているようでは、非常に宜しくないと思うので、開始前に本部の方できっちりと役割分担なり、権限・機能なりを整理し、必要に応じて、もう一度ご説明いただきたい。元々こうした趣旨で先ほど質問させていただいた次第である。

そういう意味で申し上げますと、スライド49ページの取組方針のところも、もう一度確認していただくということかと思う。

例えば取組方針の3つ目に「本部が、各ブロック間で取扱いに違いが生じないよう、診療科別WGに参画し、全国の調整を実施」とある。

こうした方針は、具体的にどういうことなのかを丁寧に説明していただかないと、今日のように事前に侃々諤々議論されるのは悪いことではないと思うが、いざ始まってから、「そんなはずじゃなかった」とか、「こういうつもりではなかった」ということがあると、何のためにこうした会議をやっているのかという話になるので、事前にもう一度しっかり考え方を整理して、

文言を訂正するのか、このままでいくのかということを含め、是非ご説明をお願いしたい。

(理事長)

この点については、先ほど両診療担当者代表理事からもご指摘をいただいたので、もう少し、具体的にどのように進めるかというところを丁寧に説明させていただくようにしたいと考えている。

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

それでは、定例報告に入りたいと思う。

定例報告(1)「令和2年7月審査分の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----
令和2年7月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

7月審査分ということだが、診療月で4月、5月、6月の3か月トータルで、支払基金としての支払金額は、前年度と比べてどのくらい減少しているのか。

(事務局)

決定点数とは違うが、スライド62ページの請求点数を見ていただくと、5月、6月の審査分では、13から14%の減少、7月で5.2%の減少なので、3か月では1割ちょっとの減少となっている。

(診療担当者代表理事)

金額ベースで、3か月トータル、どのくらいの金額が落ちているかを教えて欲しい。

(事務局)

実金額ということか。

(診療担当者代表理事)

支払基金として、3か月で医療機関に支払った金額ということで、お教えを
いただきたい。

(理事長)

すぐに確認し、報告する。

(診療担当者代表理事)

当然、再審査等もあるので、最終的な確定金額で出してもらえればよい。

(理事長)

詳しい正確な数値については少し時間がかかるが、概算であれば回答でき
る。

(事務局)

先ほどのスライド62ページに請求点数が載っており、5月、6月、7月審査分
の昨年の点数と足すと、3兆5,000億円強になる。今年の点数を足すと、3兆
2,000億円弱となり、差は3,800億円ぐらいになる。

(診療担当者代表理事)

3か月で3,800億円ぐらいということか。

(事務局)

そうである。ただ、請求点数ベースなので、確定点数とはかなりずれると
思う。

(診療担当者代表理事)

了解した。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(2)「令和2年9月審査分の特別審査委員会取扱状況」につ
いて、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----
令和2年9月審査分の特別審査委員会取扱状況について説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(3)「令和2年8月理事会議事録の公表」について報告する。
令和2年8月理事会議事録の公表については、皆様方に議事内容を確認していただいた上で、議事録署名者である高橋理事、木暮理事にご署名をいただいているので、速やかに支払基金ホームページに掲載したいと思う。

全体を通して、質疑・意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

資格確認のカードリーダーの申込みを、各都道府県支部にお願いしているところだが、歯科で規模の小さいところがあり、なるべくこの参加率を上げたいということで、都道府県歯科医師会、または郡市区歯科医師会がとりまとめを行い、一括で申し入れているところである。

全県がまだ揃っていないという中で、基金支部から事務手続を9月いっぱいで行って欲しいといった要請が出ていると聞くが、こちらも参加率を上げるために都道府県にお願いをしている。

そういったところに支障がないように、基金支部において、柔軟な対応をお願いしたいと思う。

(理事長)

本件については、担当部室から説明する。

(事務局)

カードリーダーの申込みに当たり、ご協力いただき感謝している。

オンライン資格確認システムの顔認証付きカードリーダーについては、基本的にはポータルサイトで申し込んでいただくか、歯科医師会からは、紙でまとめてご提出をいただいている。

9月末までの申込みというご案内に関しては、今年度中に医療機関、薬局に配達をするということになると、顔認証付きカードリーダーは受注生産なので、今年度中に確実にお届けするためには、9月中に申込みをいただき

たいというアナウンスメントをさせていただいていているところである。

ただ、私どもとしては、今年度中にできる限り配達したいということで、この発注の期限について、できるだけ伸ばしていくということで、顔認証付きカードリーダーのメーカーと交渉を続けているところである。

(診療担当者代表理事)

その辺りのところをかなり柔軟にやっていただかないと、今、半分程度の都道府県しか進んでいないと思う。各都道府県もそれなりの努力をしているので、期間については柔軟な対応をお願いしたい。

(理事長)

ご要望は承った。

他に、全体を通して、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

最後に、高橋理事におかれては、本日が最後の理事会ということになるので、一言ご挨拶をいただければと思う。

(高橋理事挨拶)

(理事長)

高橋理事には、平成20年から12年間にわたり、支払基金の運営について、格段のご尽力を賜り、心から御礼を申し上げる。

それでは、本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただく。

次回の理事会については、10月26日の月曜日の午後3時から開催をさせていただきたいと思っているので、よろしくお願い申し上げます。

令和2年9月28日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 鳥 海 孝 治

診 療 担 当 者 代 表 理 事 松 本 純 一